

別 紙

「あんしんリフォーム基準」認定登録事業者 登録要件

- ① 兵庫県住宅改修事業者登録又は同等要件を満たす事業者
- ② 建設業登録している事業者
- ③ 総合賠償責任保険の加入（請負作業遂行中に発生した事故等を保証）
- ④ リフォームかし保険登録事業者
- ⑤ 兵庫県内に本社を置く。県内に事業所を開設。（4名以上の打合せスペースがある）
- ⑥ 工事中の中間検査、完成検査を実施している。及び工事記録を残していること。
- ⑦ 主たる営業形態が訪問販売でないこと。（販売手法の確認要）
- ⑧ 当NPO法人が指定する「あんしんリフォーム基準」認定登録事業者研修会を受講すること。
- ⑨ 「あんしんリフォーム基準」登録事業者研修会の受講者は、経営者又は事業責任者とする。
- ⑩ 当NPO法人の定款、倫理規定、倫理憲章を遵守すること。
 - *②については建設工事の業種区分の建築一式登録があること。
 - *⑥については一定規模以上のリフォーム工事
 - *⑦については販売手法の確認のため誓約書の提出を求める場合があります。
 - *⑩については認定登録事業者の登録時において誓約書を提出すること。
 - *要件確認の為当会指定の有識者又は当会理事による訪問調査を実施する場合があります。

研修会受講及び登録に際しての暫定処置について

以下の場合についてのみ現在、満たしていない要件を満たす手続きを開始して頂く誓約により研修会の受講を認めます。ただし、その場合、研修は修了しますが、満たしていない要件手続き後、その完了確認のできる書類提出をもって登録業者として認定されることとなります。

（登録証の交付、HPへの掲載）

- ① 兵庫県住宅改修事業者登録をしていない場合。
- ② 建設業登録に建築一式の登録がなく、専門工事種のみの場合。
- ③ リフォームかし保険登録をしていない場合。

ただし、いずれの場合も暫定処置期間は6ヶ月以内としますので必ず期間内に手続きを完了して下さい。

誓約書

弊社は、「あんしんリフォーム基準」認定登録時業者研修会にこの度申込しますが、以下の要件をまだ満たしていないため、至急要件を満たす手続きを開始、完了します。

また、手続きを完了し、その完了を確認できる書類を提出するまで登録業者として認定されないことを了承します。

平成 年 月 日

- 兵庫県住宅改修事業者登録をしていない
- 建設業登録に建築一式の登録がなく、専門工事種のみである
- リフォームかし保険登録をしていない ※いずれかにチェック

会社名

代表者職名

代表者名

印